○**国土交通省令第一号**

原子力規制委員会規則第一号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第四号及び第五号並びに第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

国土交通大臣　石井　啓一

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省経済産業省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

規　則

○**原子力規制委員会規則第三号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年七月一日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

目次

第一章　原子炉等規制法関係（第一条―第四十二条）
第二章　放射線障害防止法関係（第四十三条―第四十五条）
第三章　原子力災害対策特別措置法関係（第四十六条）
附則

第一章　原子炉等規制法関係

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第一項から前項まで」を「前三項」に改める。

第十二条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第十六条の二第二項及び第十六条の三第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に、同様式１②①の表中「を除く)」を「を除く。)」に改め、別記様式第二の二中「様式第２の２」を「別記様式第２の２」に改め、別記様式第二の三中「様式第２の３」を「別記様式第２の３」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改める。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二条の十一の七第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第三条第二項及び第四条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一から別記様式第三までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、同様式の注3中「すべて」を「全て」に改め、別記様式第一の二中「様式第１の２」を「別記様式第１の２」に改め、別記様式第一の三中「様式第１の３」を「別記様式第１の３」に改め、別記様式第一の四中「様式第１の４」を「別記様式第１の４」に改め、別記様式第一の五中「様式第１の５」を「別記様式第１の５」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改める。

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項及び第七条の四第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七条の五の六第三項、第七条の五の七第三項及び第七条の五の十第三項中「正本」を「、正本」に改める。

第十四条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第十四条　第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

第十五条から第十七条までを削る。

別記様式第一及び別記様式第二の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第一の二中「様式第１の２」を「別記様式第１の２」に改め、別記様式第一の三中「様式第１の３」を「別記様式第１の３」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三を次のように改める。

別記様式第３（第14条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第７条の４第２項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類